

令和3年第11回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和3年11月25日（木）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和3年第11回東串良町農業委員会会議録

令和3年11月25日							
東串良町役場委員会室（3階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和3年11月25日 午前10時00分				議長	堅山 秋敏
	閉会	令和3年11月25日 午前10時40分				議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数7名 欠席数0名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	堅山 秋敏		8		
最適化推進 委員	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
出席数8名	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
	○		内村 初子	○		松留 立美	
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員	5番	谷口 憲三		6番	木佐貫 一孝		
出席した事務局職員	局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎		書記	出水 翔太 下橋 史弥		
会議 に 付 し た 事 項	<p>日程第1 議案第50号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について</p> <p>日程第2 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第52号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第4 議案第53号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第5 議案第54号 農地あっせん委員の選任について</p> <p>日程第6 議案第55号 令和3年度利用状況調査により再生困難と判断した農地の非農地判断について</p>						

開会 午前 10 時 00 分

議長（堅山）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

全員出席で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 3 年第 11 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、5 番谷口委員と、6 番木佐貫委員をお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約が 3 件 3 筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は、必ず議長の許可を受けてから、マイクを持って発言くださるようによろしくお願いいたします。

議長（堅山）

それでは日程第 1、議案第 50 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が 5 件、賃借権が 2 件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いしたいと思いますが、資料 2 ページの所有権の 68 番につきましては、譲受人が吉ヶ崎委員が所属する農業法人となっておりますので、先に質疑をさせていただきたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第 25 条によりまして、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

それではまず、所有権の 68 番につきまして、質疑させていただきたいと思います。吉ヶ崎委員は質疑の間、退席をお願いします。

（吉ヶ崎委員退席）

議 長（堅 山）

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事 務 局（下橋）

それでは、説明いたします。

2 ページをお開き下さい。

所有権の 68 番、譲受人は川東の〇〇、譲渡人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます

議 長（堅 山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）

異議なしと認めます。

吉ヶ崎委員の入室を認めます

（吉ヶ崎委員入室）

議 長（堅山）

それでは、引きつづき事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局（下 橋）

それでは、説明いたします。2 ページをお開き下さい。

所有権の 67 番、譲受人は岩弘の〇〇さん、譲渡人は兵庫県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 68 番につきましては、さきほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に 69 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は大阪府の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 70 番、譲受人は川東の〇〇、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 71 番、譲受人は岩弘の〇〇、譲渡人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 3 ページをお開き下さい。

貸借権の 157 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。このうち上段の農地につきましては、故人である〇〇さんとの共有名義となっており、親族の方より過半の同意を得ての貸借になります。

下段の農地につきましては、登記名義人が故人である〇〇さんであり、未相続農地となるため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 158 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。この農地につきましては、〇〇さんとの共有名義となっており、両者の同意を得ての貸借となります。

続きまして 4 ページをお開きください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、貸借権 9 件 30 筆、面積 30,947 m²であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議 長（ 堅 山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

木佐貫委員

3 ページの 158 番は畑だけど水利費がいるのですか。

事 務 局（下橋）

すみません。ここは間違いとなります。修正をお願いします。

議 長（ 堅 山）

水利費は無し。

事務局（下橋）

すみません。3ページと6ページは差し替えを準備してありますので、そちらをご覧ください。

議長（堅山）

他にございませんか。

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第50号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました

議長（堅山）

次に、日程第2 議案第51号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転3件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いします。

事務局（下橋）

それでは、説明いたします。

6ページをお開き下さい。

所有権の30番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

次に31番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

なお、〇〇さんは町外在住でございますが、9月に現地調査を受けており、今回の申請地は前回の周辺であったため現地調査は省略させていただきました。

次に32番、譲受人は池之原の〇〇さん、譲渡人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

なお、申請にかかる地図の方は添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、日程第2、議案第51号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第3、議案第52号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は1件の申請がございます。

最初に、10ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を木佐貫委員によろしく願います。

（木佐貫委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和3年11月19日金曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と村吉推進委員、事務局から駿河崎次長、出水さん申請人の〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。申請地は、農地区分としては、第1種農地に該当します。

第1種農地につきましては、原則として農地転用は許可されませんが、今回は申請地の周辺に住宅が広がっており申請は可能であると思われます。また、工事の際には、周囲の日照、通風などに支障をきたさないよう被害除計画書にそって対応をとるとのことであり、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

吉ヶ崎委員

何をこれはされるのですか。

木佐貫委員

家と倉庫です

議長（堅山）

他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第3、議案第52号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第4、議案第53号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は1件の申請がございます。

最初に、15ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調

査を行っておりますので、その報告を松留立美委員によろしくお願いいたします。

(松留立美委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和3年11月19日金曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と松留和江委員、事務局から駿河崎次長、出水さん関係者として農地の譲受人である〇〇から〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は、登記地目が山林となっておりますが、現況は畑として使用しているため、現況主義にしたがって農地として扱うものであります。

農地の広がり状況から第1種農地に該当するものと思われれます。第1種農地は転用が原則的に許可されませんが、今回は申請地の周辺に住宅が広がっており申請は可能であると思われれます。

また、工事の際には、周囲の日照、通風などに支障をきたさないよう被害除計画書にそって対応をとるとのことであり、特に問題はないものと思われれます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長(堅山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(堅山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(堅山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第4、議案第53号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長(堅山)

次に、日程第5、議案第54号、農地あっせん委員の選任について議題と

いたします。

今回は、所有権の申し出が1件、貸借権の申し出が1件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思えます。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(「事務局一任」の声あり)

議 長 (堅 山)

事務局一任という声がございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思えます。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 (出 水)

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料 21 ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、21 ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議 長 (堅 山)

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、〇〇さんの農地あっせん委員に杉木委員と吉ヶ崎委員を指名いたします。委員長は杉木委員をお願いしたいと思います。それでは、事務局は引き続き説明をお願いいたします。

事 務 局 (出 水)

それでは、資料 22 ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、22 ページ右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を

進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議 長（堅 山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、〇〇さんの農地あっせん委員に、谷口委員と松留立美委員を指名いたします。委員長は谷口委員にお願いしたいと思います。以上であっせん委員の選任を終えたいと思います。

よって、日程第 5 議案第 54 号農地あっせん委員の選任についてはただいま指名いたしました方々にお願いすることに決しました。

議 長（堅 山）

次に、日程第 6、議案第 55 号、令和 3 年度利用状況調査により再生困難と判断した農地の非農地判断について議題といたします。

今回は非農地判断候補地として 19 筆が挙がっております。

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事 務 局（出 水）

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料 24 ページをご覧ください。

資料 24 ページに記載のある農地に関しては、令和 3 年度利用意向調査において荒廃具合から、農地への復元が難しいと判断された農地であります。

これらの農地については非農地判断を行い農地から除外することはやむを得ない事と思われまます。

詳細につきましては、11 月 11 日木曜日、非農地判断会議を行った際に審議しておりますので省略させていただきます。

なお、資料 25 ページについては、令和 3 年度利用意向調査において農地への判断が難しいと判断された農地でありつつも、非農地判断会議において、非農地判断を行う事が適当ではないと判断された農地です。

詳細については非農地判断会議を行った際に審議しておりますので省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長（堅 山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (堅 山)

異議なしと認めます。

よって、日程第 6、議案第 55 号、令和 3 年度利用状況調査により再生困難と判断した農地の非農地判断については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 (堅 山)

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○事務局から意見

※12月現地調査：13日(月)

定例総会：20日(月)

申請締切：6日(月)

議 長 (堅 山)

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 3 年第 11 回定例総会を閉会いたします。